



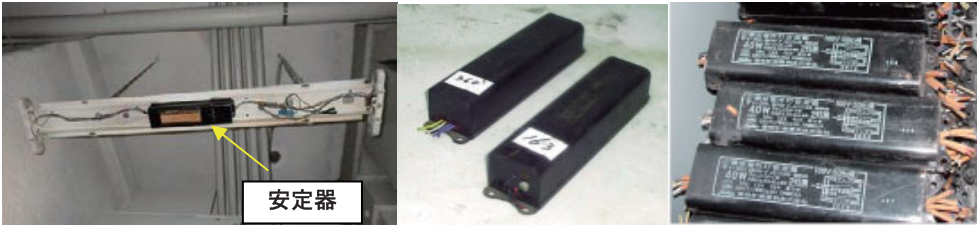
照明器具の PCB 使用安定器に関する調査にご協力下さい

回答締め切り
令和元年 10 月 4 日 (金)

蛍光灯などを使用する照明器具には安定器が取り付けられており、その安定器には PCB が含まれるものがあります。
PCB は、機能性に優れ、昭和 50 年代前半まで多くの電気機器で使用されてきましたが、有害性があることから、現在は使用を止め、処分することが義務付けられています。
この調査は、事務所や工場、倉庫などに PCB が含まれた安定器があるか、確認いただくためのものです。
山形市内の PCB 使用安定器の処分期限 : 令和 5 年 3 月 31 日まで

安定器とは？

- 安定器は、照明器具の裏側に設置され、電灯のちらつきを安定させる装置のことで、下の写真のような電気機器が安定器です。



安定器

PCB 使用安定器の設置場所は？

- PCB 使用安定器は、事業所や工場、倉庫など、事業用の建物で使用されています。
一般の住宅には使用されていません。

設問は 3 問だけです。裏面にお進みください。⇒

【お問い合わせ窓口】
・この調査に関すること（窓口の設置期間：令和元年 12 月 20 日まで）
（株）東京商工リサーチ山形支店
フリーダイヤル **0120-901-718**
（受付時間 平日：10時から19時、土日祝日：9時から16時）
・PCB 全般に関すること
山形市 廃棄物指導課
電話 023-641-1212 内線 871・870 別途通話料がかかります。
（受付時間 平日：8時30分から17時15分）

照明器具の PCB 使用安定器に関する調査票

記入者情報 問い合わせさせていただくことがありますので、必ず太枠内の情報をご記入ください。
電気工事業者や建物の管理会社等に相談した場合は、下段も記入してください。

記入年月日	令和 年 月 日 ()		
記入者情報	氏名		電話番号 — —
	住所	〒	
	事業所名	(個人の方は記入不要です)	
相談した電気工事業者、 建物管理会社等の名称			

設問. 1 所有物件の建築時期について

昭和 52 年(1977 年)3 月以前に建築された 事業用の物件※を山形市内にお持ちですか。 当てはまる回答に○を付けて下さい。	はい・いいえ (調査終了) (複数の物件をお持ちの方は、1 つでも当てはまれば「はい」に○を付けてください。)
---	--

「いいえ」を選択した方は、調査終了です。「はい」を選択した方は設問. 2へ。

※事業活動を兼ねる用途で建てられた住宅(その後用途変更して住宅となった物件も含む)も含まれます。

設問. 2 照明器具について

設問. 1 で「はい」と回答した物件の照明器具に、 蛍光灯 (丸型でなく棒状のもの) や水銀灯※が 使用されていますか。 当てはまる回答に○を付けてください。	はい・いいえ (調査終了) (複数の物件をお持ちの方は、1 つでも当てはまれば「はい」に○を付けてください。)
--	--

「いいえ」を選択した方は、調査終了です。「はい」を選択した方は設問. 3へ。

※高天井の照明や屋外灯などに使用されています。

設問. 3 照明器具に使用されている安定器について

設問. 2 で「はい」と回答した照明器具には、 PCB 使用安定器※ が取り付けられていますか。 当てはまる回答に○を付けてください。	はい・いいえ・不明
--	-----------

※調査方法は別紙に記載しておりますが、調査が困難な場合は不明に○をつけてください。

調査は以上です。ご協力ありがとうございました。

記入いただいたこの調査票は、同封の返信用封筒 (切手不要) で郵送してください。

なお、PCB 使用安定器をお持ちの方については、処分にかかる費用の補助があります。詳細については【お問い合わせ窓口】にお問い合わせください。